

◎ 附 録

1 昭和47～平成6年度催物展開催状況

展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
鳥取県の民俗年中行事写真展	48. 3. 3～ 3.25	第 2 展 示 室	
博物館美術資料館蔵品展	48. 7.31～ 8.19	第 3 展 示 室	
日 本 の 野 鳥 展	49. 5.21～ 6. 9	〃	
大 工 道 具 展	50. 3.15～ 3.30	〃	
日 本 の 野 鳥 展	50. 4.26～ 5. 9	〃	
美 術 収 蔵 品 展	50. 6.17～ 7.13	〃	
空から見た郷土写真展	50. 9.13～ 9.24	第 2 展 示 室	
島 田 元 旦 展	51. 2.24～ 3.21	第 3 展 示 室	
因 伯 の 古 絵 図 展	51. 3.27～ 4.11	〃	
郷土に伝わる仏画展	51. 6.22～ 7.11	〃	
博物館資料鉤物展	51. 7.27～ 8.18	〃	
発掘展因伯の古代を掘る	51. 8.24～ 9.12	〃	
失われた漁具展	51.11.14～11.28	〃	
公募科学写真展	52. 3.13～ 3.27	第 2 展 示 室	
日本列島の野鳥展	52. 5.28～ 6.19	第 3 展 示 室	
冬の民具展	52.11.12～11.27	〃	
山陰海岸の生物展	53. 5.27～ 6.18	〃	
美術資料館蔵品展	53. 6.22～ 7. 9	第1・第3展示室	
秋のキノコ展	53.11.11～12. 3	第 3 展 示 室	
民俗行事写真展	54. 3.10～ 3.25	〃	
発掘資料展 ー秋里遺跡を掘るー	54. 6. 1～ 6.15	〃	
古文書と古地図展	54. 6.23～ 7. 8	〃	
石谷美術コレクション展	55. 1. 8～ 1.27	第1・第2・ 第3展示室	
空からみた郷土写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 2 展 示 室	
アインシュタイン 生誕100年記念写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 3 展 示 室	京都ドイツ文化センター共催、 鳥取大学協賛
古 文 書 展	55. 7.13～ 7.20	〃	
自 然 資 料 展	55. 8. 2～ 8.13	〃	
旧 鳥 取 駅 資 料 展	56. 3. 7～ 3.22	〃	
シカゴ・ランドフォールプレス版画展	56. 6.16～ 6.28	〃	
自 然 資 料 展	57. 7.17～ 7.13	〃	
館 蔵 美 術 資 料 展	57.11. 3～11.23	第 1 展 示 室	
鳥 取 城	58. 3.20～ 4. 3	第 3 展 示 室	
前 田 寛 治 展	58. 4. 9～ 6.26	〃	
掘 家 資 料 展	58.11. 1～11.20	〃	
生 駒 標 本 展	59. 8. 7～ 8.30	〃	
空からみた郷土写真展	60. 3. 1～ 3.17	第 2 展 示 室	
近世のやきものとぬりもの展	60. 6.18～ 6.30	第 1 展 示 室	
中 島 菜 刀 展	60. 9. 3～ 9.16	第1・第3展示室	

展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
自 然 資 料 展	61. 8. 1～ 8.28	第 2 展 示 室	
因 伯 の 古 地 図 展	62. 3. 8～ 4.19	第 1 展 示 室	
考 古 資 料 展	62.10.21～11.15	第 3 展 示 室	
尾 崎 悌 之 助 遺 作 展	62.10.31～11.11	第 1・第 2 展 示 室	
自 然 標 本 展	63. 7.27～ 8.21	第 2 展 示 室	
君 野 コ レ ク シ ョ ン 展	63. 8. 7～ 8.21	第 1・第 3 展 示 室	
第 31 回 日 本 伝 統 工 芸 中 国 支 部 展	63. 9.18～ 9.25	第 3 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
絵 馬 と 信 仰 展	63.11.15～12. 4	〃	
橋 本 興 家 版 画 展	1. 3.11～ 4.16	第 1・第 3 展 示 室	
オ ラ ン ダ 現 代 美 術 展	1. 4.23～ 5. 7	第 2 展 示 室	オランダ・トットリ現代美術 交流展実行委員会ほか共催
因・伯と但馬の襖絵展	1. 7. 8～ 7.30	第 3 展 示 室	
空から見た郷土のすがた展	1.11.16～12.13	第 2 展 示 室	
第 33 回 日 本 伝 統 工 芸 中 国 支 部 展	2. 9.22～ 9.30	第 3 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
川と池の自然とくらし	2.11.23～12.16	第 2 展 示 室	
山地の自然とくらし	3.12.4～4.1.19	〃	
身近な鳥・珍しい鳥	4. 5. 2～ 5.17	第 1 展 示 室	
池 田 光 伸 展	4. 7. 1～ 7.12	第 3 展 示 室	
第 35 回 日 本 伝 統 工 芸 中 国 支 部 展	4. 7. 2～ 7. 8	第 1 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
海岸地域の自然とくらし	4.11.19～12.13	第 3 展 示 室	
安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 I ～江戸時代の絵画～	5. 2.13～ 3. 7	〃	
夭折の画家前田寛治と 異色の彫刻家辻晉堂	6. 4.25～6.5.30	第 1・第 2 展 示 室	
色 彩 に 託 す 心 ～画家伊谷賢蔵と尾崎悌之助～	6.12.16～7.1.23	第 1 展 示 室	
安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 II ～考古資料・工芸資料～	6. 2.15～ 3.13	〃	
空から見た郷土のすがた	6. 6.14～ 7. 3	第 2 展 示 室	
鳥 たち の 世 界	6. 7.22～ 8.21	第 1 展 示 室	
山 本 兼 文 遺 作 展 ～描き・彫り・刻みつづけた半世紀～	6. 8. 2～ 8.15	第 2 展 示 室	
安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 III	7. 2.14～ 3.12	第 1・第 2 展 示 室	

2 昭和47年～平成6年度利用統計

区 分 年 度	常 設 展			特 別		展 覧		普 及 活 動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生 個人	高校生	一 般	計	展 覧 会 名	小・中学生	高校生	一 般	計			展示室	講 義 室	計	
47 年 度 (148日)	個人 16,804 団体 23,831 計 40,635	4,231 4,714 8,945	44,662 6,947 51,609	65,697 35,492 101,189	開館記念 郷土美術名作展 (10.1～10.22)	人 (28,563)	人 (6,437)	人 (28,213)	人 (63,213)	人 83	人 103,363	人 32,954	人 1,431	人 34,385	137,748
48 年 度 (306日)	個人 10,083 団体 14,289 計 24,372	2,109 214 2,323	23,891 5,137 29,028	36,083 19,640 55,723	第4回 日 展 (4.7～4.29) 日本伝統工芸秀作展 (5.8～5.21) 郷土美術展 世界の蝶展 (9.30～10.21) 計	9,072 964 5,792 15,828	6,148 309 1,464 7,921	15,126 3,953 4,751 23,830	30,346 5,226 12,007 47,579	1,700 608	106,861	58,311	4,009	62,320	169,181
49 年 度 (307日)	個人 8,858 団体 12,967 計 21,825	1,539 582 2,121	21,225 5,283 26,508	31,622 18,832 50,454	前田寛治とその仲間展 (4.28～5.19) 人類の進化と旧石器展 (7.28～8.26) 日本近世の美術工芸展 (10.13～11.4) 計	2,804 4,341 3,360 10,505	1,631 831 1,732 4,194	3,666 5,018 5,747 14,431	8,101 10,190 10,839 29,130	2,855 621	84,309	56,738	3,603	60,341	144,650
50 年 度 (310日)	個人 8,594 団体 11,246 計 19,840	1,430 1,287 2,717	22,815 5,362 28,177	32,839 17,895 50,734	郷土名刀展 (5.11～6.1) 鳥取の明治風俗展 (8.2～8.31) 鉄 斎 展 (10.18～11.9) 計	745 2,783 2,902 6,430	255 407 1,171 1,833	3,092 4,951 5,774 13,817	4,092 8,141 9,847 22,080	2,975 755	77,527	23,212	2,904	26,116	103,643
51 年 度 (311日)	個人 7,097 団体 10,102 計 17,199	1,088 274 1,362	18,097 7,157 25,254	26,282 17,533 43,815	世 界 の 貝 展 (4.16～5.30) 松方コレクション展 (10.9～11.7) 計	11,047 15,804 26,851	1,932 10,202 12,134	10,369 26,290 36,659	23,348 52,296 75,644	2,231 618	123,406	83,822	4,803	88,625	212,031

区 分 年 度	常 設 展			特 別		展		普及活動		研究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計	展 覧 会 名	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計			展示室 人	講義室 人	計	
52 年 度 (314日)	個人 6,633	1,072	21,001	28,706	第8回 日展 (4.29～5.19)	6,219	2,557	13,035	21,811	人	人	人	人	人	人
	団体 9,983	1,443	5,606	17,032	文化庁買上 優秀美術作品展 (8.6～8.26)	1,338	339	3,454	5,131	973	984	7,594	5,425	13,019	114,720
	計				失われた生物展 (10.8～11.6)	16,233	1,604	7,746	25,583						
		16,616	26,607	45,738	計	23,790	4,500	24,235	52,525						
53 年 度 (312日)	個人 6,885	1,062	22,959	30,906	近代日本画名作展 (4.29～5.21)	4,064	1,519	6,585	12,168						
	団体 11,454	1,974	6,629	20,057	世界の現代陶芸展 (7.20～8.17)	782	360	2,091	3,233	2,008	1,150	37,614	6,600	44,214	126,878
	計				縄文の文化展 (10.7～11.5)	6,793	1,085	3,839	11,717						
		18,339	29,588	50,963	計	11,639	2,964	12,515	27,118						
54 年 度 (312日)	個人 6,676	924	25,049	32,649	山陰の仏教美術展 (4.28～5.20)	2,741	671	5,636	9,048						
	団体 10,412	1,331	7,607	19,350	科学者レオナルド・ダ・ヴィンチ展 (8.4～8.26)	4,459	656	5,380	10,495						
	計				日本海100万年展 (10.6～11.4)	8,744	775	4,624	14,143	2,576	545	65,403	7,918	73,321	167,365
		17,088	32,656	51,999	現代美術選抜展 (12.8～12.22)	1,130	455	2,171	3,756						
55 年 度 (309日)	個人 7,768	919	22,776	31,463	日本の人形文化展 (4.26～5.25)	2,504	442	3,980	6,926						
	団体 10,135	2,927	4,970	18,032	第11回 日展 (6.14～7.6)	2,390	742	9,170	12,302	850	456	32,357	4,729	37,086	115,055
	計				関西洋画の名作展 (10.18～11.9)	2,970	495	3,063	6,528						
		17,903	27,746	49,495	計	7,864	1,679	16,213	25,756						
56 年 度 (309日)	個人 10,674	959	26,525	38,158	近世の衣裳美術展 (4.25～5.17)	960	537	3,566	5,063						
	団体 13,210	1,885	5,831	20,926	鳥取県1000年展 (9.12～9.27・10.4～ 10.11・10.21～10.28)	20,346	552	12,049	32,947	800	1,012	30,606	4,000	34,606	144,625
	計				日本の美術展 (10.25～11.15)	4,315	961	4,246	9,522						
		23,884	32,356	59,084	計	25,621	2,050	19,861	47,532						

区 分 年 度	常 設 展				特 別 展		普 及 活 動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生	高校生	一 般	計	展 覧 会 名	小・中学生	高校生	一 般			計	展示室	講 義 室	
57 年 度 (297日)	個人	人	人	人	生きていく化石展 (4.28～5.23)	10,117	583	7,731	18,431	人	人	人	人	人
	団体	7,142	625	20,152	藩政時代の写生画と文人画展 (8.7～8.29)	655	70	3,542	4,267	879	551	26,760	5,850	32,610
	計	7,078	1,058	4,180	内外美術名作展 (10.1～10.17)	3,405	494	4,270	8,169	73,884	73,884	26,760	5,850	106,494
		14,220	1,683	24,332	計	14,177	1,147	15,543	30,867					
58 年 度 (298日)	個人	4,641	450	15,817	世界の児童画展 (4.29～5.29)	7,120	130	3,106	10,356					
	団体	7,914	1,332	3,783	地球のふしぎ展 (7.16～8.21)	3,966	218	3,921	8,105	(3,110)	3,656	20,186	5,980	26,166
	計	12,555	1,782	19,600	辻 堂 展 (9.23～10.23)	2,929	415	2,423	5,767	559	63,316	20,186	5,980	89,482
					計	14,015	763	9,450	24,228					
59 年 度 (306日)	個人	5,134	578	17,227	は に わ 展 (4.28～5.27)	7,519	292	3,266	11,077					
	団体	5,878	646	3,953	京 の 染 展 (7.7～7.29)	231	278	1,592	2,101	(2,115)	2,785	11,636	6,435	18,071
	計	11,012	1,224	21,180	近代日本美術の巨匠展 (10.6～11.4)	3,997	284	4,319	8,600	848	59,884	11,636	6,435	77,955
					計	11,747	854	9,177	21,778					
60 年 度 (301日)	個人	4,957	642	21,486	神々の美術展 (4.27～5.26)	1,412	197	3,206	4,815					
	団体	5,594	853	4,344	昆虫の世界展 (7.26～8.25)	6,238	146	6,083	12,467	(2,562)	2,820	28,773	5,240	34,013
	計	10,551	1,495	25,830	計	7,650	343	9,289	17,282	935	60,030	28,773	5,240	94,043
61 年 度 (303日)	個人	5,550	621	22,631	山 陰 の 大 名 展 (4.26～5.25)	4,035	465	7,386	11,866					
	団体	6,166	939	5,332	日本近代洋画の歩み展 (10.7～11.3)	2,961	756	4,724	8,441	(4,170)	4,501	(2,462)	6,020	41,399
	計	11,716	1,560	27,963	計	6,996	1,221	12,110	20,327	1,449	68,727	35,379	6,020	110,126

区 分 年 度	常 設 展			特 別		展 覧		普及活動		研究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計	展 覧 名	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計	館 内 人	館 外 人	展示室	講 堂 会 場	計	
62 年 度 (305日)	個人 4,960			人	狩 野 派 の 名 宝 展 (4.25～5.24) 恐竜と鳥獣の歴史展 (8.1～8.30) 開港への序曲展 (9.6～9.23) 計	1,568	611	6,695	8,874	人	人	人	人	人	人
	団体 7,335	562	23,181	28,703		8,306	258	9,813	18,377	761	(761)	(4,959)			
	計 12,295	954	9,091	17,380		2,393	142	3,612	6,147	1,766	1,064	21,757	8,936	30,693	114,205
63 年 度 (301日)	個人 7,976			人	近代版画のあけぼの展 (4.23～5.22) ぐらしを支える匠の世界展 (10.7～11.6) 計	1,579	42	2,166	3,787			(1,952)			
	団体 5,583	750	30,344	39,070		3,126	120	3,140	6,386	1,347	6,228	33,827	9,178	43,005	115,547
	計 13,559	841	8,091	14,515		4,705	162	5,306	10,173						
元 年 度 (306日)	個人 5,303			人	山 陰 の 海 展 (7.28～8.27) 現代美術の創造者たち展 (10.10～11.9) 計	2,954	155	4,757	7,866			(1,664)			
	団体 8,720	702	27,969	33,974		2,142	87	2,728	4,957	1,263	14,942	28,743	11,010	39,753	122,599
	計 14,023	807	9,123	18,650		5,096	242	7,485	12,823						
2 年 度 (304日)	個人 5,011			人	濱 田 台 児 展 (4.28～5.20) 単独呼の時代をさぐる展 (7.27～8.26) 石橋美術館名品展 (10.5～11.4) 計	615	77	3,626	4,318			(3,100)			
	団体 6,002	700	25,818	31,529		2,886	244	5,743	8,873	1,592	7,462	36,522	9,224	45,746	122,169
	計 11,013	677	6,722	13,401		2,445	129	5,547	8,121						
3 年 度 (305日)	個人 4,534			人	マンモスと人類の時代展 (7.26～8.25) 谷文晁とその周辺の画家たち展 (10.5～11.4) 計	7,495	356	10,470	18,321						
	団体 6,790	702	27,667	32,903		1,306	13	3,278	4,597	1,354	6,161	45,397	9,744	55,141	134,800
	計 11,324	1,106	7,139	15,035		8,801	369	13,748	22,918						

区 分 年 度	常 設 展			特 別 展			普 及 活 動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計	展 覧 会 名	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人	計		展示室 人	講 堂 人	計	
4 年 度 (298日)	個人	4,832	27,314	32,773	まつり・獅子と龍 (7.24～8.23)	1,096	90	2,847	4,033	人	人	人	人	人
	団体	5,757	6,020	12,769	近 代 の 日 本 画 (10. 9～11. 8)	1,096	35	3,882	5,013	(3,550) 1,238	45,683	8,910	54,593	115,277
	計	10,589	33,334	45,542	計	2,192	125	6,729	9,046					
5 年 度 (303日)	個人	4,836	26,943	32,458	大 海 獣 (7.30～8.29)	3,858	233	6,625	10,716					
	団体	6,276	5,710	12,614	工 芸 美 術 の 華 (10. 9～11. 8)	665	12	2,257	2,934	(5,415) 1,101	43,970	6,905	50,875	117,338
	計	11,112	32,653	45,072	計	4,523	245	8,882	13,650					
6 年 度 (307日)	個人	3,343	20,296	24,116	水木しげると日本の妖怪 (4.23～5.22)	3,816	241	8,558	12,615					
	団体	7,193	4,701	12,118	明 治 維 新 と 鳥 取 (10. 7～11. 6)	2,418	43	3,913	6,374	(2,180) 829	31,633	4,767	36,400	95,619
	計	10,536	24,997	36,234	計	6,234	284	12,471	18,989					

(1) 普及活動・館外欄の()は巡回展入場者数で内数
(2) 許可利用・展示室欄の()は共催展入場者数で内数

3 条 例 ・ 規 則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

（目 的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設 置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置す。

（利用の許可）

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員規則で定める。

附 則

（施 行 期 日）

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

（以下附則省略）

別 表（第4条関係）（平成4.4.1改正）

1 入 館 料

区 分		金 額	
		通 常 展 示	特 別 展 示
個 人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 60円	1人1回につき1,000円をこえない範囲内で教育委員会が定める額
	高等学校の生徒	1人1回につき 90円	
	学生又は一般人	1人1回につき 180円	
団 体 (20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 50円	
	高等学校の生徒	1人1回につき 70円	
	学生又は一般人	1人1回につき 150円	

2 展示室等使用料

区 分	金 額
第 1 展 示 室	1 日につき 21,100 円 半日につき 10,600 円
第 2 展 示 室	1 日につき 21,100 円 半日につき 10,600 円
第 3 展 示 室	1 日につき 16,480 円 半日につき 8,240 円
講 堂	1 日につき 8,440 円 半日につき 4,220 円
会 議 室	1 時間につき 430 円

備 考

- 1 この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年4月1日鳥取県条例第16号）

最終改正 昭和59年10月9日条例第28号

（設 置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基き、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（任 期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解 任）

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第22号）抄

（施 行 期 日）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

○鳥取県美術品取得基金条例（昭和54年3月16日鳥取県条例第2号）

（目 的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、鳥取県美術品取得基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

（設 置）

第2条 美術品の取得に要する経費に充てるため、鳥取県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委 任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年8月29日鳥取県教育委員会規則第7号）

（最終改正 平成元年4月1日鳥取県教育委員会規則第11号）

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 博物館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

管 理 課	庶務係・設備係
学 芸 課	自然係・美術係・人文係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学 芸 課

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (4) その他博物館の事業に関すること。

(係の分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職 制)

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

- 2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分担事務)

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(開館時間)

第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があればと認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- 2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第9条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の許可の申込み等)

第10条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による許可申込書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の許可の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

- 3 教育委員会は、博物館の利用を許可したときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号による利用許可書を、博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限等)

第11条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) その他教育委員が定める行為。

2 前項第(2)号又は第(4)号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(監 督)

第12条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理にする条例（昭和47年7月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第3条の許可又は第11条第1項第(2)号若しくは(4)号の許可を取り消すことができる。

(1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。

(5) その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第14条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(委 任)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別表（第6条関係）（昭和48年教委規則8、昭和52年教委規則1・一部改正）

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・主任・現業主幹

2 事務職員をもって充てる職

主事・博物館司書・現業主事

3 技術職員をもって充てる職

専門学芸員・学芸員・学芸員補・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（抄）

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）の授業料並びに鳥取県営社会体育施

設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立社会教育センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「県営社会体育施設等」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（授業料及び使用料の減免）

第2条 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料又は使用料について行うものとし、当該授業料又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の下欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	入 館 料	1 児童又は中学校の生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として入館するとき。 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に利用する場合で、知事が特に必要があると認めたとき。
	展示室等使用料	1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 3 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。

（減免と申請手続等）

第3条 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は昭和52年4月1日から施行する。

（以下附則省略）